

那覇第1ASRの位置等に関する国土交通省と防衛省との間の了解事項

平成27年4月8日

国土交通省航空局航空ネットワーク企画課長



防衛省経理装備局施設整備課長



両省は、平成26年1月23日付の「那覇第1ASRの位置等に関する国土交通省と防衛省との間における確認書」の第2項に基づき、国土交通省が那覇第1ASRを移転することに関し、次のとおり了解する。

1. 国土交通省が移転する那覇第1ASRの用地は、別図に示す地区（約3,900 m<sup>2</sup>、通信ケーブル埋設用地含む（※）。）とし、防衛省と調整の上、国有地及び民有地における当該地区の使用に係る手続を行うものとする。なお、国土交通省及び防衛省は、本使用に関し、変更等の必要が生じた場合には適宜協議を行うものとする。  
(※) 当該第1ASRの運用に必要となる通信ケーブルの埋設ルートについては概ね別図に示すルートを基本とし、詳細については両省の現地機関の間で別途協議
2. 国土交通省は、那覇第1ASRの移転に当たって、那覇基地の部隊運用に支障がないよう措置するものとする。
3. 国土交通省は、現管制塔における業務がすべて新管制塔に移行したことを確認した後、現管制塔を撤去するものとする。
4. 防衛省は、現管制塔の撤去完了と同時に、現管制塔地区の敷地となっている民有地（約6,500 m<sup>2</sup>）を借り換えるものとする。
5. 防衛省は、現管制塔地区に所在する国土交通省所管行政財産（約440 m<sup>2</sup>）について、現管制塔の撤去完了後に所管換を受けるものとする。
6. 那覇第1ASRの移転に関する細部取決めについては、必要に応じて両省の現地機関協議で定めるものとする。

【別図】

